

日本公認会計士協会 御中
日本税理士会連合会 御中
日本商工会議所 御中
企業会計基準委員会 御中
(順不同)

(社)情報サービス産業協会
経営委員会

「『中小企業の会計に関する指針』の改正に関する公開草案」に対する意見

このたび公表されました標記の公開草案に対する当委員会としての意見を以下の通り申し上げます。

1. 意見

収益・費用の計上の【関連項目】(公開草案の 37 頁)の末尾に、次の枠囲みの中の下線部分を記載すべきである。

公開草案該当箇所抜粋

【関連項目】

企業会計原則 第二・一及び三、第三・五、同注解 6 及び 7

なお、受注制作のソフトウェアについては、以下が関連する。

・企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」

・実務対応報告第 17 号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」

2. 意見提出の趣旨

企業会計基準委員会から昨年 12 月 27 日付で企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」が公表された。本会計基準では、工事契約の収益等の会計処理が定められており、受注制作のソフトウェアも範囲に含まれている。また、本会計基準の項番 32 では、受注制作のソフトウェアの範囲として、実務対応報告第 17 号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」が示されている。

一方、中小企業の会計に関する指針は、「中小企業が計算書類の作成にあたり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すもの」(公開草案 1 頁)とされている。また、その作成方針では、「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである」が、「専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化(中略)が一定の場合には認められる」(同 3 頁)としている。

さて、本項の冒頭に示した会計基準等に関連して本公開草案を確認すると、「収益・費用の

計上」(35～37頁)では、収益・費用の認識に関して、いずれも企業会計原則・同注解に基づく取扱いが示されており、上記の作成方針に則っていることが理解できる。この取扱いは、本指針が適用対象とする中小企業にとって妥当なものであり、当委員会は賛同の意を表す。当委員会としても適用対象である情報サービス企業が本指針に基づいて会計処理が行われることを推奨したい。

但し、冒頭に示した会計基準等は、いずれも受注制作のソフトウェアの収益認識等についての考え方が詳細に説明されており、本指針の作成方針が示す「中小企業においては、経営者自らが企業の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も、会計情報に期待される役割」(同3頁)との観点から関連する会計基準等として紹介すべきであると考えられる。

そこで、本指針の「収益・費用の計上」の末尾の【関連項目】に、なお書きとして、これらの会計基準等が存在する旨を記載していただきたく、意見を提出することとした。

以上